

令和8年度第3回総会（月例）議事録

日 時	令和8年6月29日（月） 午後2時開会
場 所	市役所みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室
出席委員 （19名）	仮屋 幸孝（会長） 永尾 寛（会長代理） 鳩宿 隆雄（運営委員） 有村 伊智博 内 たみ子 奥 賢一 押領司 美和子 國生 謙 黒沢 佐和美 迫 智子 鳥丸 俊秀 中村 敬志 浜田 春義 林 大史 平原 隆一 枇榔 稔 福永 大悟 穂満 和廣 室屋 智美
欠席委員 （0名）	
事務局	事務局長 児玉 主 幹 竹之内 支局主任 山崎、小山田、伊東、陣ヶ尾、川島、平田、小村、田代、取違 専門員 東中川、高山、吉満、内村、折田、前薊、栗須 主 査 上崎 主 任 西村、指宿、山口、矢崎、真方 農政総務課 主 任 山北
議 題	1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地法第4条許可申請に関する件 3 農地法第5条許可申請に関する件 4 非農地認定に関する件 5 農地利用変更届出に関する件 6 農用地利用集積等促進計画に関する件 7 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 8 鹿児島市に対する農地等利用最適化推進施策に関する意見の提出について
報告事項	1 法務局から照会のあった農地等の現況について 2 国土利用計画法による届出・土地に関する調書について 3 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 4 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 5 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 6 農用地利用集積等促進計画に関する報告について 7 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について 8 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表の修正について

議 長	開 会（午後２時） 定刻になりましたので、ただいまから、令和８年度第３回総会を開催いたします。 それでは、本日の出席委員数について報告いたします。 １９人中１９人の出席で、全員の出席でございますので、会は成立いたしております。 次に、議事録署名者を決めなければなりません、私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。 （異議なしの声） それでは、鳥丸委員、鳩屋委員をお願いいたします。 今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。 議題の審議に入って参ります。
-----	---

議 題	
議題 1. 農地法第 3 条許可申請に関する件 1 ページ～ 7 ページ 28 件	
議 長	議題 1. 「農地法第 3 条許可申請に関する件」を審議します。 まず、谷山、2 番委員お願いします。
2 番 委 員	ご報告します。 番号 1 号、申請事由：労力不足、新規就農、権利の種別：所有権移転、売買。 番号 2 号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。 番号 3 号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 この件について、補足して説明します。 譲受人は、現在の経営農地はありませんが、2 年以上の耕作経験があることから、新規就農には該当しません。 番号 4 号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。 番号 5 号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。 この件について、補足して説明します。 譲受人は、現在の経営農地はありませんが、2 年以上の耕作経験があることから、新規就農には該当しません。 番号 6 号、相手要望、新規就農、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、伊敷、18 番委員お願いします。
18 番 委 員	ご報告します。 番号 7 号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 番号 8 号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 番号 9 号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 この件について補足説明いたします。 譲受人は、現在、経営農地はありませんが、親の農地の耕作を手伝う等して、50 年以上の農作業経験があるため、新規就農には該当しません。 以上です。
議 長	次に、吉野、11 番委員お願いします。

1 1 番 委 員	ご報告します。 番号10号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。 番号11号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。 この件について、補足説明いたします。 譲受人は、現在の経営農地はありませんが、親の農地の耕作を手伝う等して、10年以上の農作業経験があるため、新規就農には該当しません。 番号12号、農業廃止、相手要望、所有権移転、売買。 この件について、補足説明いたします。 譲受人は、現在の経営農地はありませんが、親の農地の耕作を手伝う等して、20年以上の農作業経験があるため、新規就農には該当しません。 番号13号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 この件について、補足説明いたします。 譲受人は、譲渡人である父親から贈与で譲り受け、引き続き、養鶏を行うものであります。 番号14号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。 この件について、補足説明いたします。 譲受人は、現在の経営農地はありませんが、親の農地の耕作を手伝う等して、10年以上の農作業経験があるため、新規就農には該当しません。 番号15号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。 この件について、補足説明いたします。 譲受人は、大阪府に本店があり、薩摩川内市、鹿屋市、肝属郡、東串良町に農地を所有し、甘藷や水稻を作付けしており、本県では、薩摩川内支店、鹿屋支店に続き、今回、申請地の隣接地に鹿児島支店事務所を置き、本市においては、新規参入の農地所有適格法人になります。 法人が農地取得する場合には、農地法第2条第3項に規定されている要件を全て満たす必要がありますが、今回、事前に調査を行い、要件を満たしていることを確認しております。 以上です。
議 長	次に、桜島、4番委員お願いします。
4 番 委 員	ご報告します。 番号16号、農業廃止、規模拡大、所有権移転、売買。 番号17号、農業廃止、相手要望、所有権移転、売買。 この件について補足して説明します。 譲受人は、現在の経営農地はありませんが、従来から本市において営農経験があることから、新規就農には該当しません。 以上です。
議 長	次に、喜入、8番委員お願いします。

8 番 委 員	ご報告します。 番号18号、特定遺贈、受贈、所有権移転、遺贈。 番号19号、農業廃止、相手要望、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、松元、9番委員お願いします。
9 番 委 員	ご報告します。 番号20号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 番号21号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。 番号22号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。 番号21、22について補足説明します。 譲受人は現在、経営農地はありませんが、20年以上の耕作経験があることから、新規就農には該当しません。 以上です。
議 長	次に、郡山、3番委員お願いします。
3 番 委 員	ご報告します。 番号23号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。 番号24号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。 番号25号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。 番号26号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。 番号27号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。 番号28号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 別冊資料1にありますように、今回の第3条案件の全ては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「12番委員」挙手あり〕 はい、12番委員どうぞ。
1 2 番 委 員	番号1ですが、譲受人の住所が奄美市で、所有権移転売買となっていますが、これはどういう申請になるのでしょうか。

谷 山 支 局	譲受人の方は転勤族で、すでに申請地の横にご自宅があります。今度、ここに帰ってくる予定なので、農地を購入して耕作するということでした。
1 2 番 委 員	わかりました。
議 長	ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 ご意見、ご質問もないようですので、議題１．「農地法第３条許可申請に関する件」２８件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。
議題２．農地法第４条許可申請に関する件 ８ ページ ２ 件	
議 長	次に、議題２．「農地法第４条許可申請に関する件」を審議します。 まず、吉田、１番委員お願いします。
1 番 委 員	ご報告します。 番号１号、用途・施設：事務所１棟３２１．２１㎡、資材置場８２７．５８㎡、駐車場６２８．３０㎡、通路３２４．７４㎡、庭敷地等８９７．７９㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東・西・北…本人畑、南…市道、境界…土留、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽。 この件について補足して説明します。 申請者は、林業・観光業等を主たる業務とする法人ですが、農地を所有しています。 申請者からの経緯書及び法務局旧土地台帳を確認した結果、農地法施行前の昭和２年に取得した農地でございます。 また、申請地は転用許可を受けないまま一部駐車場として使用されていたことから、今回始末書添付のうえ申請されたものです。申請代理人を通じて、転用を行う場合は農地法の許可を受けなければならないことと、今後このようなことのないよう指導いたしました。 以上です。
議 長	次に、松元、９番委員お願いします。

9 番 委 員	ご報告します。 番号2号、住家1棟64.84㎡、庭敷地等341.16㎡、東…別件5条申請地、西・南…市道、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽。 この件について補足説明いたします。 申請地は松元支所から北東へ約3.2kmに位置する、10ha以上の規模の農地の区域内にある「第1種農地」に該当します。 第1種農地は原則として農地転用することはできませんが、第1種農地の不許可の例外である、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続施設」に該当することから、今回の転用許可はやむを得ないと判断しました。 以上です。
議 長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 今回の第4条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、番号1号は、第2種農地、番号2号は、第1種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 ご意見、ご質問もないようですので、議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」の2件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。 但し、第1種農地である番号2号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。
議題3. 農地法第5条許可申請に関する件 9ページ～14ページ 16件	
議 長	次に、議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。 まず、谷山、2番委員お願いします。

2 番 委 員	ご報告します。 番号1号、用途・施設：住家1棟114.27㎡、庭敷地等384.73㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東・南…貸人畑、西…県道、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…県道側溝、污水…合併浄化槽、権利の種別：使用貸借権。 番号2号、宅地分譲1区画303.00㎡、東・西…宅地、南…山林、北…農道、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。 番号3号、住家1棟134.07㎡、庭敷地等363.93㎡、東…市道、渡人畑、西…別件3条申請地、渡人畑、南…渡人畑、他人畑、北…渡人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。 番号4号、住家1棟96.26㎡、庭敷地等285.74㎡、東…市道、宅地、他人畑、西…他人畑、南…宅地、北…宅地、他人畑、境界…ブロック積、コンクリート擁壁、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、贈与。 番号5号、庭敷地1.38㎡、東…墓地、西・南…雑種地、北…宅地、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、吉野、11番委員お願いします。
1 1 番 委 員	ご報告します。 番号6号、駐車場300.00㎡、転回場等752.00㎡、東…山林、西…市道、宅地、南…渡人畑、北…宅地、境界…ブロック積、土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。 この件について、補足説明いたします。 備考欄にありますように、登記面積が117㎡に対し、実測面積が1,052.39㎡とありますが、地積測量が整備されていない旧鹿児島市、特に市街化調整区域で多々見受けられる、登記面積より実際面積の方が、広かったり狭かったりする、昔の測量方法での登記が原因と思われ、この案件につきましては、その後、登記面積を、正確な測量に基づき、合筆・分筆を繰り返し生じた「残地求積」によるものであります。 実際、この案件の分筆測量を行った土地家屋調査士からの聴取、及び、合筆・分筆された登記簿謄本の経緯で確認しております。 番号7号、車両置場312.00㎡、転回場等1,239.00㎡、東…宅地、渡人畑、西…他人畑、南…水路、北…県道、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。 番号8号、資材置場24.00㎡、倉庫1棟21.81㎡、駐車場15.30㎡、転回場等334.89㎡、東…他人畑、西…県道、南…渡人畑、他人畑、北…里道、境界…ブロック積、土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、喜入、8番委員お願いします。

8 番 委 員	ご報告します。 番号 9 号、住家 1 棟 7 2. 4 5 m²、庭敷地等 1 4 8. 5 5 m²、東・北…渡人畑、西…水路、南…私道、境界…ブロック積、雨水…水路放流、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。 番号 1 0 号、住家 1 棟 9 1. 5 0 m²、庭敷地等 2 4 2. 5 0 m²、東…宅地、他人畑、西…宅地、南…水路、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。 この件について、補足説明をいたします。 雨水処理は、申請地に隣接している水路が機能していないため、申請地と市道を結ぶ通路に水路を新たに設置して、市道側溝に放流する計画です。 以上です。
議 長	次に、松元、9 番委員お願いします。

9 番 委 員	ご報告します。 番号11号、建売住宅5棟331.20㎡、通路182.23㎡、庭敷地等979.57㎡、東・南…県道、西…他人畑、宅地、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…県道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。 この件について補足説明いたします。 申請地は松元支所から東北東へ約3.2kmに位置する、10ha以上の規模の農地の区域内にある「第1種農地」に該当します。 第1種農地は原則として農地転用することはできませんが、第1種農地の不許可の例外である、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続施設」に該当することから、今回の転用許可はやむを得ないと判断しました。 番号12号、宅地分譲11区画2,935.00㎡、東…他人畑、西…市道、南…里道、北…渡人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。 この件について補足説明いたします。 申請地は松元支所から東北東へ約3.2kmに位置する、10ha以上の規模の農地の区域内にある「第1種農地」に該当します。 第1種農地は原則として農地転用することはできませんが、第1種農地の不許可の例外である、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続施設」に該当することから、今回の転用許可はやむを得ないと判断しました。 番号13号、宅地分譲8区画1,947.00㎡、通路544.00㎡、東…他人畑、西…別件4条申請地、宅地、南…市道、北…渡人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。 この件について補足説明いたします。 申請地は松元支所から北東へ約3.2kmに位置する、10ha以上の規模の農地の区域内にある「第1種農地」に該当します。 第1種農地は原則として農地転用することはできませんが、第1種農地の不許可の例外である、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続施設」に該当することから、今回の転用許可はやむを得ないと判断しました。 番号14号、宅地分譲1区画297.00㎡、東…別件5条申請地、西・南…宅地、北…他人畑、宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。 この件について補足説明いたします。 申請地は道路に接しておりませんが、別件5条番号15を使い、雨水は市道に放流します。 番号15号、通路166.00㎡、東…宅地、西…別件5条申請地、宅地、南…市道、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、郡山、3番委員お願いします。

3 番 委 員	ご報告します。 番号16号、共同住宅1棟324.14㎡、駐車場380.50㎡、転回場等473.53㎡、東・南…市道、西・北…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、番号11～13号は、第1種農地、それ以外は全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 ご意見、ご質問もないようですので、議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」16件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。 但し、第1種農地である番号11～13号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。
議題4. 非農地認定に関する件 15ページ～20ページ 17件	
議 長	次に、議題4.「非農地認定に関する件」を審議します。 まず、本局、12番委員お願いします。
1 2 番 委 員	ご報告します。 番号1号、調査結果：倉庫1棟、約40年経過、現況宅地。 番号2号、調査結果：224：雑木・コサン竹自然繁茂、約50年経過、現況山林。352－1：雑木・孟宗竹自然繁茂、約50年経過、現況山林。442－1：雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。 以上です。
議 長	次に、谷山、2番委員お願いします。
2 番 委 員	ご報告します。 番号3号、調査結果：倉庫1棟、約30年経過、現況宅地。 番号4号、調査結果：通路として約30年経過、現況道路。 番号5号、調査結果：通路として33年経過、現況道路。 番号6号、調査結果：住家1棟、47年経過、現況宅地。 以上です。

議 長	次に、伊敷、１８番委員お願いします。
１ ８ 番 委 員	ご報告します。 番号７号、コサン竹・雑木自然繁茂、約３０年経過、現況山林。 番号８号、調査結果：倉庫１棟、７１年経過、現況宅地。 番号９号、雑木自然繁茂、約４０年経過、現況山林。 番号１０号、雑木自然繁茂、約４０年経過、現況山林。 番号１１号、雑木自然繁茂、約４０年経過、現況山林。 番号１２号、４５６：住家１棟、約１００年経過、現況宅地。１９３－２、４６８－３：孟宗竹・雑木自然繁茂、約３０年経過、現況山林。４７６：杉、孟宗竹・雑木自然繁茂、約３０年経過、現況山林。５２３－１、６９０、６９１、６９２：杉、雑木自然繁茂、約４０年経過、現況山林。 以上です。
議 長	次に、吉野、１１番委員お願いします。
１ １ 番 委 員	ご報告します。 番号１３号、調査結果：住家１棟、４３年経過、現況宅地。 番号１４号、調査結果：８１８８－１、８１８９：唐竹・雑木自然繁茂、約３０年経過、現況山林。８１９０－１：住家１棟、３８年経過、現況宅地。 以上です。
議 長	次に、桜島、４番委員お願いします。
４ 番 委 員	ご報告します。 番号１５号、調査結果：雑木自然繁茂、約３０年経過、現況山林。 以上です。
議 長	次に、喜入、８番委員お願いします。
８ 番 委 員	ご報告します。 番号１６号、調査結果：檜・杉、雑木自然繁茂、約４０年経過、現況山林。 以上です。
議 長	次に、松元、９番委員お願いします。
９ 番 委 員	ご報告します。 番号１７号、調査結果：店舗１棟、１５年経過、現況宅地。 以上です。

議	長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 ご意見、ご質問もないようですので、議題４．「非農地認定に関する件」１７件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。
議題５．農地利用変更届出に関する件 ２１ページ １件		
議	長	次に、議題５．「農地利用変更届出に関する件」を審議します。 喜入、８番委員をお願いします。
８番委員		ご報告します。 番号１号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的：水田としての利活用がないため、盛土を行い、畑として利便性を高める。工事開始日：令和８年７月１日、工事終了日：令和８年８月３１日、周囲の状況：東・西・北…他人畑、南…農道、境界…土羽、高さ０．８ｍ、作物…野菜、甘しょ、搬入土…シラス。 この件について、補足説明をいたします。 工法としては、既存の表土を一度剥ぎ取り、シラス搬入後に表土を元に戻す計画です。 以上です。
議	長	ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題５．「農地利用変更届出に関する件」１件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。
議題６．農用地利用集積等促進計画に関する件 別冊資料２ １９件		
議	長	次に、議題６．「農用地利用集積等促進計画に関する件」を審議します。別冊資料２です。 事務局から説明をお願いします。

事 務 局	議題 6. 「農用地利用集積等促進計画に関する件」について説明します。 令和 8 年 9 月 1 日から契約開始予定の農用地利用集積等促進計画で、全て一括契約となります。 1 ページをご覧ください。集計表になります。 賃借権 5 筆、3, 3 9 7. 0 0 m²、使用貸借権 2 2 筆、2 2, 3 3 3. 0 0 m²、合計 1 9 件、2 7 筆、2 5, 7 3 0. 0 0 m²となっております。 2 ページから 3 ページが令和 8 年 9 月 1 日から契約開始予定の一覧表になります。 設定する利用権の詳細及び借受人の農業経営の状況については、4 ページから 4 4 ページに記載がございますので、お目通しをお願いいたします。 以上です。
議 長	ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 ご意見、ご質問もないようですので、議題 6. 「農用地利用集積等促進計画に関する件」1 9 件につきましては、原案どおり承認することに決定いたします。
議題 7. 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 別冊資料 3 1 件	
議 長	次に、議題 7. 「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料 3 です。 喜入、8 番委員お願いします。
8 番 委 員	ご報告します。2 ページです。 3. 変更後の用途、土砂処分場 4. 現況、申出地は、喜入前之浜町川中地区にあり、喜入支所から南東へ約 4 k m に位置し、東側は山林、西側は水路、南側は山林・原野、北側は雑種地に囲まれている。 5. 農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。 転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮して下さい。 以上です。

議 長	ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 ご意見、ご質問もないようですので、議題 7.「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」 1 件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。
議題 8. 鹿児島市に対する農地等利用最適化推進施策に関する意見の提出について 別冊資料 4	
議 長	次に、議題 8.「鹿児島市に対する農地等利用最適化推進施策に関する意見の提出について」を審議します。別冊資料 4 です。 それでは、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	別冊資料 4 をお開きください。 これは農業委員会等に関する法律第 38 条に基づき行政機関に対し、施策の改善等について具体的な意見を提出するものでございます。 前年度からの変更点として 2 点ございます。 まず、件名を変更しております。前年度までは、「農業・農村施策に関する意見」としておりましたが、法律の条文に「農地等の利用の最適化の推進に関する施策に対し…」とあることから、表題のように改めたところであります。 次に、項目についてですが、大きく「農地等の利用の最適化を推進する施策」と「持続可能な農業を維持する取組」の 2 本立てとし、特に前者については農業委員会の所掌事務にもあるように『農地利用の集積・集約化』、『遊休農地の発生防止・解消』、『新規参入の促進』を中心にまとめたところであります。 また、内容については、昨年度の意見書を踏まえた上で、皆さんからの意見を集約し、さらに 8 年度全国農業委員会大会における政策提案や本市の農業・農村施策（農林水産業振興プラン）の実施状況等を参考に整理したものであります。 皆さんからの意見としては、「物価高騰・生産資材等への支援」（10 件）、「有害鳥獣被害対策」（11 件）、「農業用施設の管理支援」（8 件）に関して特に多くの意見が寄せられていました。 それでは、以下意見書案を読み上げます。 I 農地等の利用の最適化を推進するための施策について 1 担い手への農地利用の集積・集約化について （1）地域計画に沿った農地最適化の推進について 令和 7 年 3 月末までに策定された地域計画については、策定された地域計画の内容が現状にとどまることや、10 年後の耕作者が判明していない農地が約 3 割となっていることなどから、国においても地域計画のブラッシュアップを後押ししており、本市においても適宜見直しを行いその実現に向けて取り組まれていることと存じます。 つきましては、地域計画の実現に向けて、地域計画内の農地所有者、耕作者を幅広くに声掛けして、地域での協議の場に参加を促すなど、将来に向けて守るべき農地を良好に維持していくための活発な議論が交わされるよう働きかけるとともに、担い手等

	への農地の集積・集約が円滑に行われるよう力強く支援すること。 (2) 担い手の確保・育成 農業従事者の高齢化や後継者不足については、益々深刻化する状況にあり、現在の担い手等の中には、可能な限り耕作放棄となりそうな農地の集約・集積に努め、地域農業の維持に努めていらっしゃると思いますが、1人の担い手が耕作できる面積には限りがあります。 高齢化の進展により、今後離農する農業者が増加することは明らかであり、新たな担い手等を確保し、育成していくことが急務であると考えておりますので、新規就農者はもとより、親元就農などの農業を引き継ぐ決断をした後継者を支援・育成する取組を着実に進めるとともに、担い手である認定農業者の確保に尽力すること。 2 遊休農地の発生防止・解消について (1) 遊休農地再利用に向けた支援について 不在地主や高齢化に伴う遊休農地の発生を未然に防止するため、農地中間管理事業の活用促進や遊休農地の再利用に向けた取組に対して、手厚い支援を行うこと。 (2) 農業用施設の管理支援について 農業者の減少、高齢化による耕作放棄地を解消する取組である、農地の集積・集約化は、従来、複数人で維持管理していた農地を数人又は1人で管理しなければならない状況を生み出しており、農業用施設を利用者だけで維持管理していくことは、限界に近づきつつあります。 本市においては、農用地の保全や地域資源を活用する取組である農業RMOにも取り組まれておりますが、将来的に農業従事者が減少する中でも、地域農業を適正に維持していくことを念頭に、持続可能な農業用施設の管理の仕組みを検討していただくとともに、農業RMOの取組のさらなる推進に努めること。 (3) 有害鳥獣被害対策について 防護柵や箱わな等の設置について、十分な予算を確保するとともに、地域ぐるみで効率的な捕獲体制と被害軽減対策を講じること。また、鳥獣被害対策に携わる人材の確保・育成についても推進すること。 3 新規参入の促進について (1) 就農初期の経営安定について 認定新規就農者を含む次世代の担い手に対しては、就農準備資金、経営開始資金などの金銭的支援やかごしま市民農業塾など技術習得に向けた各種支援に取り組まれておりますが、就農初期の不安的な時期を乗り越えられるよう、また、支援対象が終了した後も、引き続き、経営が安定するまでの資金や住宅・生活など各面からの支援拡充を図ること。 II 持続可能な農業を維持する取組について 1 持続可能な農業を維持するための農業施策について (1) 農業施策に係る予算の確保と重点投資について 国の基本計画にある構造転換施策に呼応し、既存枠にとらわれない主体的な市独自予算を確保するとともに、重点施策への十分な投資を図ること。 (2) 物価高騰・生産資材等への支援について 近年の国際経済情勢を受けた、肥料、飼料、燃油、施設園芸用資材等の高騰及び入手が困難となる状況は、計画的な農業経営を大きく圧迫することとなります。今後も原材料費の価格高騰や円安などの影響による高騰や高止まりが懸念されること、生産資材等の入手が困難になっている状況もあることから、直接的な負担軽減措置を図る
--	---

		とともに、農業生産に必要不可欠な生産資材等の確保にも意を用いること。 （３）適正な価格形成の促進について 農作物については、消費者の購買動向に影響を及ぼすことから、コスト上昇分を価格に反映させることが困難な状況にあります。国においても、基本計画の中で合理的な価格形成に向けた取り組みを進めておりますが、本市においても、適正な価格での取引による地産地消の推進や販路拡大に向けた流通支援を強化すること。 （４）都市農業センターの研究成果について 都市農業センターにおいては、営農に関する様々な検証をされ、得られた研修成果については、研修会や情報誌等で情報発信していただいているところですが、本市の農業経営に特化した、生産物の高品質化、生産の安定化のほか、近年の気候に適した作型、土壌づくり、かん水技術などの有用な研究成果について、農業者への情報提供を図ること。 以上です。
議	長	ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、議題８．「鹿児島市に対する農地等利用最適化推進施策に関する意見の提出について」は、運営連絡会と事務局で整理し、次回の第４回総会で再度審議したいと思います。 議題の審議は以上です。 続きまして、報告事項に入ります。

報 告 事 項		
1. 法務局から照会のあった農地等の現況について 22ページ～25ページ 4件		
議	長	次に、報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」 まず、本局、12番委員お願いします。
12番委員		報告します。22ページです。 照会日：令和8年5月29日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内 にあり、現況非農地である。 処理状況：令和8年6月12日 鹿児島地方法務局へ報告済。
議	長	次に、伊敷、18番委員お願いします。
18番委員		報告します。23ページです。 照会日：令和8年6月11日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区 域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和8年6月19日 鹿児島地方法務局へ報告済。
議	長	次に、吉田、1番委員お願いします。
1番委員		報告します。24ページです。 照会日：令和8年5月20日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定 めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和8年5月29日 鹿児島地方法務局へ報告済。
議	長	次に、松元、9番委員お願いします。
9番委員		報告します。25ページです。 照会日：令和8年6月12日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定 めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和8年6月22日 鹿児島地方法務局へ報告済。
2. 国土利用計画法による届出土地に関する調書について 26ページ 1件		
議	長	次に、報告事項2「国土利用計画法による届出・土地に関する調書について」 吉田支局お願いします。

吉 田 支 局	26ページをお開きください。 今回の届出の総面積は14,266.00㎡で、都市計画区域外で最終的な全体の計画面積が10,000㎡以上になるため国土利用計画法による届出が必要になり、4月30日に提出されました。申請地4筆のうち1筆が農地であったことから、農業委員会事務局に意見を求められ、回答したものです。 表内の左側1の「申請等に係る事項等」の欄ですが、譲受人、譲渡人、農地の所在は記載のとおりであり、地目別面積は（畑）772.00㎡で、転用目的は駐車場を設置しようとするものです。 次に「2 農地の区分」ですが、申請地は、第2種その他の農地です。 次に「3 他の土地利用計画との関係」の欄の「農業振興地域整備計画との関係」ですが、農業振興地域内で、農用地区域外です。 「その他の土地利用計画との関係」ですが、「届出地は農地が含まれているため、農地法の手続きが必要です。転用目的で権利取得する場合、農地法第5条第1項の許可申請の内容により「立地基準」及び「一般基準」に基づき可否の判断を行います。」と土地利用調整課へ5月20日回答しているところです。 以上で報告を終わります。
3. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 27ページ～28ページ 10件	
4. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 29ページ～36ページ 20件	
5. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 37ページ～39ページ 6件	
6. 農用地利用集積等促進計画に関する報告について 40ページ～53ページ 24件	
議 長	次に、報告事項3「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項4「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 報告事項5「農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について」 報告事項6「農用地利用集積等促進計画に関する報告について」 事務局の報告をお願いします。
事 務 局	27ページをお開き下さい。 報告事項3 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。 この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は10件です。 登記地目別では、田8筆、7,371.00、畑28筆20,999.00㎡となっております。取得した事由別数は、相続が10件、権利の種別は、所有権が10件、農業委員会によるあっせん等は、有が5件、無が5件となっております。 28ページは、農地法第3条の3関係の内容です。 お目通しをお願いいたします。

事 務 局	次に、２９ページをお開き下さい。 報告事項４ 農地法第４条・第５条届出専決に関する報告の集計表です。 これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。 転用目的別では、第４条関係では、上から順に駐車場が３件、その他が２件、合計５件となっております。 第５条関係では、上から順に一般住宅が１１件、共同住宅が１件、駐車場１件、その他２件、合計１５件となっております。 ３０ページから３１ページは、４条関係５件、３２ページから３６ページは、５条関係１５件の内容です。お目通しをお願いいたします。
事 務 局	次に、３７ページから３９ページをお開き下さい。 報告事項５ 農地法第１８条第６項の規定による通知に関する報告についてです。 桜島、喜入地区で各１件、松元、郡山地区で各２件、合意解約の通知が出ております。 お目通しをお願いいたします。
事 務 局	次に、４０ページをお開き下さい。 報告事項６ 農用地利用集積等促進計画に関する報告についてです。 これは、先に開催した総会において、「同計画に係る意見書に関する件」として、審議いただいた件について、県知事の認可があったことを報告するものです。 右側の一番下になります。 賃貸借権１３件、２０筆、２０，１３６．００㎡、使用貸借権１１件、２３筆、１６，８７８．００㎡、合計２４件、４３筆、３７，０１４．００㎡です。 ４１ページから５３ページは、農用地利用集積等促進計画の内容です。お目通しをお願いいたします。
７．「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について 別冊資料５ ７６件	
事 務 局	報告事項７ 「「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について」報告いたします。 別冊資料５ご覧下さい。 先月の地区推進協議会等で計７６筆３９，６０３㎡の非農地判断を実施して頂いております。 実施結果に基づきまして、備考欄の通知日に所有者へ通知書を送付しております。関係部署については総会終了後に通知する予定です。内容につきましては、お目通しをお願いいたします。

8. 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表の修正について 別冊資料6	
議 長	次に、報告事項8「令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表の修正について」を審議します。別冊資料6です。 事務局より説明をお願いします。
事 務 局	令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表の修正について、ご説明申し上げます。 5月総会において令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況については協議いただき承認をいただいておりますが、5月総会時に集計中で空欄でありました推進委員等の点検・評価結果がまとまりましたので報告するものです。 別冊資料6の5ページをお開き下さい。 5ページの下部にあります推進委員等の点検・評価結果の欄になります。 目標に対し期待を上回る結果が得られた 12名 目標に対し期待どおりの結果が得られた 22名 目標に対し期待をやや下回る結果となった 17名 となりました。 なお、合計人数が51名となっておりますが、これは令和7年度に在籍した全ての農業委員、最適化推進委員に対して評価することとなっているため、令和7年4月29日改選前の農業委員、最適化推進委員が含まれていることによります。 その他の項目については5月総会時点から変更はございません。 以上で報告を終わります。
議 長	ありがとうございました。 本日の議事は、全て終了しました。 (議事終了：午後2時55分) ここで、皆様にご案内します。7月1日付けの人事異動に伴いまして、事務局職員の異動内示がございました。事務局より報告をお願いします。
事 務 局	それでは、令和8年7月1日付け職員の人事異動等についてご報告いたします。 (異動内示職員報告)

事 務 局	・令和８年度第４回総会（月例）開催日時は、 7月２８日（火）午前１０時開会 みなと大通り別館６階 ソーホーかごしま会議室 この後、午後３時１０分から、第１回合同委員会を開催いたします。会場の準備を行いますので、しばらくお待ちください。
議 長	以上で、本日の総会を終了いたします。 閉 会（午後２時５８分）